

平成23年度
特許庁大学知財研究推進事業

デザイン産学連携の多様性を踏まえた
契約の在り方に関する
研究報告書

平成24年2月
株式会社三菱総合研究所

目次

要約

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 研究の目的と方法 | 1 |
| 第1節 研究の背景、必要性 | 1 |
| 第2節 研究項目 | 2 |
| 第3節 研究実施方法 | 3 |
| 第2章 デザイン産学連携の契約に関する実態 | 5 |
| 第1節 デザイン契約における留意点 | 5 |
| 第2節 デザイン産学連携実績がある大学の契約ひな形の分析 | 6 |
| 第3節 デザイン産学連携の契約に関する実態 | 7 |
| 第3章 知的財産権を中心としたデザインの保護・活用手段 | 9 |
| 第1節 法的保護 | 9 |
| 第2節 法的保護以外の手段 | 11 |
| 第4章 大学で創作されるデザインの適切な保護・活用 | 12 |
| 第5章 望ましい契約の在り方・契約のひな形 | 15 |
| 第1節 望ましい契約のあり方 | 15 |
| 第2節 契約ひな形の構成 | 16 |
| 第3節 契約書文面例の作成プロセス | 17 |
| 第6章 大学が自発的な意匠権等の取得・活用を行うために必要な体制 | 18 |
| 第1節 大学の産学連携体制 | 18 |
| 第2節 大学の知的財産管理体制 | 18 |
| 第3節 大学における知的財産プロモーション | 19 |
| 第4節 デザイン産学連携を円滑に推進するために必要と考えられるその他の要素 | 19 |
| 第7章 今後の課題 | 20 |

本編

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1部 研究の目的と方法 | 21 |
| 第1章 研究の背景、必要性 | 21 |
| 第2章 研究項目 | 22 |
| 第1節 デザイン産学連携の契約に関する実態（第2部） | 22 |
| 第2節 知的財産権を中心としたデザインの保護・活用手段（第3部） | 22 |
| 第3節 大学で創作されるデザインの適切な保護・活用（第4部） | 22 |
| 第4節 望ましい契約の在り方・契約書のひな形（第5部） | 23 |
| 第5節 大学が自発的な意匠権等の取得・活用を行うために必要な体制（第6部） | 23 |
| 第6節 今後の課題（第7部） | 23 |
| 第3章 研究実施方法 | 24 |
| 第1節 委員会による検討 | 24 |
| 第2節 文献調査 | 24 |
| 第3節 ヒアリング調査 | 26 |
| 第2部 デザイン産学連携の契約に関する実態 | 29 |

| | |
|---|----|
| 第1章 デザイン契約における留意点 | 29 |
| 第1節 デザイン契約の分類 | 29 |
| 第2節 成果発生の時期 | 30 |
| 第3節 成果に関する権利の帰属と対価 | 30 |
| 第4節 秘密保持と成果の公表 | 31 |
| 第5節 瑕疵担保責任と賠償負担 | 31 |
| 第6節 その他の規程 | 32 |
| 第7節 (参考) 主要なひな形における規程事項 | 33 |
| 第2章 デザイン産学連携実績がある大学の契約ひな形の分析 | 34 |
| 第1節 契約のタイトル | 34 |
| 第2節 学生の取扱 | 35 |
| 第3節 成果の公表 | 35 |
| 第3章 デザイン産学連携の契約に関する実態 | 36 |
| 第1節 調査フレーム | 36 |
| 第2節 産学連携の目的・産学連携に対する方針 | 37 |
| 第3節 契約締結の形態 | 42 |
| 第4節 契約ひな形の整備状況と利用状況 | 46 |
| 第5節 知的財産権の帰属 | 50 |
| 第6節 知的財産権の実施・利用と対価 | 53 |
| 第7節 秘密保持と成果の公表 | 54 |
| 第8節 学生による創作の取扱 | 57 |
| 第9節 瑕疵担保責任・損害賠償 | 58 |
| 第4章 知的財産の取り扱いに着目したデザイン産学連携の類型 | 59 |
| 第1節 デザインの表現方法による類型化 | 59 |
| 第2節 産学連携の契約内容による類型化 | 59 |
| 第3部 知的財産権を中心としたデザインの保護・活用手段 | 61 |
| 第1章 表現によるデザインの類型 | 61 |
| 第2章 法的保護 | 62 |
| 第1節 意匠法によるデザイン保護 | 64 |
| 第2節 不正競争防止法によるデザイン保護 | 66 |
| 第3節 著作権法によるデザイン保護 | 68 |
| 第4節 その他の知的財産法によるデザイン保護 | 70 |
| 第3章 創作の事実の確保 | 73 |
| 第1節 創作デザインの寄託による創作の事実の確保 (社団法人日本デザイン保護協会) | 73 |
| 第2節 公証役場の利用によるデザイン保護 | 75 |
| 第3節 デザイン賞等での表彰によるデザイン保護 | 75 |
| 第4部 大学で創作されるデザインの適切な保護・活用 | 77 |
| 第1章 一般的なデザイン創作のフローと大学で行われるデザイン創作の フローの共通点と差異 | 77 |
| 第1節 対象とするデザイン | 77 |

| | | |
|-----|---|-----|
| 第2節 | 一般的なデザイン創作のフローと大学で行われるデザイン創作の フローの差異 | 78 |
| 第2章 | 大学で創作されるデザインの適切な保護・活用 | 79 |
| 第1節 | デザイン創作のプロセスに沿ったデザイン産学連携における成果 | 79 |
| 第2節 | プロダクトデザインの制作フロー | 80 |
| 第3節 | コミュニケーションデザインの制作フロー | 93 |
| 第4節 | スペースデザインの保護 | 99 |
| 第5部 | 望ましい契約の在り方・契約のひな形 | 101 |
| 第1章 | 望ましい契約の在り方 | 101 |
| 第1節 | デザイン分野の産学連携の多様性 | 101 |
| 第2節 | 契約の現状の課題 | 101 |
| 第3節 | 望ましい契約のあり方 | 102 |
| 第2章 | 契約のひな形の構成 | 104 |
| 第3章 | 契約項目リスト・契約項目重要規定 | 106 |
| 第1節 | 契約項目リスト作成の観点 | 106 |
| 第2節 | デザイン産学連携の契約に際しての留意点 | 108 |
| 第3節 | 契約項目リスト | 109 |
| 第4節 | 契約項目重要規定抽出の観点 | 129 |
| 第5節 | 契約項目重要規定 | 132 |
| 第4章 | デザイン産学連携に係る契約書文面例 | 161 |
| 第1節 | 契約内容に影響を及ぼす事項 | 161 |
| 第2節 | デザイン産学連携の契約書文面例 | 164 |
| 第6部 | 大学が自発的な意匠権等の取得・活用を行うために必要な体制 | 211 |
| 第1章 | 大学の産学連携体制 | 211 |
| 第1節 | 大学の産学連携体制の現状 | 211 |
| 第2節 | 大学の産学連携体制の整備 | 213 |
| 第2章 | 大学の知的財産管理体制 | 214 |
| 第1節 | 大学の知的財産管理体制の現状 | 214 |
| 第2節 | 大学による知的財産管理の必要性 | 215 |
| 第3節 | 今後の大学の知的財産管理体制の整備 | 217 |
| 第3章 | 大学における知的財産プロモーション | 221 |
| 第1節 | 知的財産権教育と相談窓口の整備 | 221 |
| 第2節 | 大学における知的財産に対する意識啓発 | 224 |
| 第4章 | デザイン産学連携を円滑に推進するために必要と考えられるその他の要素 | 224 |
| 第5章 | まとめ | 225 |
| 第7部 | 今後の課題 | 227 |
| 第1章 | 契約ひな形について | 227 |
| 第2章 | 契約ひな形普及のための諸活動について | 227 |
| 第1節 | 広報活動のあり方 | 227 |
| 第2節 | ひな形活用のバックアップのあり方 | 227 |
| 第3節 | 美術・デザイン系の大学間ネットワークでの活用 | 227 |

資料編

1. 掲載図表索引229
2. 掲載図表数値データ232
3. 用語集・略語集（ワードインデックス）235
4. 大学の産学連携に関する契約書ひな形例238
5. 大学－学生との間で取り交わされる確認書等の書類265

要 約

第1章 研究の目的と方法

第1節 研究の背景、必要性

我が国の産業競争力を強化していくために、産官学の英知を結集して発明やデザイン等の創造・保護から市場展開に至るまで時代に対応した知財戦略の実行を図り、スピード感をもってイノベーションを効率的に進めていくことが求められている。

大学には創出した知的財産を産業界に移転してイノベーションの促進につなげる役割が期待されているところ、これまでも諸施策が講じられ、知的財産管理・活用体制等の整備は一定程度進んできている。しかし、大学を取り巻く環境の変化に伴い、大学の知的財産活動に関する課題も生じ続けている。そこで、特許庁の専門的見地から大学の知的財産活動を巡る情勢を的確に捉え、大学の知的財産活動に関する諸問題について研究を進め、大学等研究者を含む産業財産権制度ユーザーにとって実践的な研究成果をとりまとめることにより、産業財産権制度・情報の戦略的な活用を推進していくことが必要である。また、本研究が大学等研究者を含む産業財産権制度ユーザーに活用されることで、大学発のイノベーション創出をさらに促進させる効果が期待できる。

平成 22 年度大学知財研究推進事業「大学発のデザインの産学連携及びその保護の取り組みに関する研究¹⁾」では、企業が大学の保有する人間工学データに基づくデザイン解析能力に期待してデザインの共同研究をしている例、企業が医療機器の開発に当たり、デザイン開発と並行して付属の医療施設での実証が可能である大学の環境に着目してデザインの共同研究をしている例等の取り組みが確認された。このように、大学ならではの強みを発揮するデザイン領域等において、産業界が大学で創作されるデザインに期待し、産学連携を活発に行っていることが明らかになった。

一方で、デザイン産学連携の実施に当たり、知的財産の取扱いを中心とした契約に多くの課題があることが指摘された。現状における契約内容は特許につながる技術の共同研究を念頭に置いたものが多く、契約期間終了まで市場テストや創作者が作品集としてデザインを公表することを認めない等、必ずしもデザイン創作の特性に応じたものになっていない。加えて、各大学が独自に策定した契約の基本方針や手続につき相互に統一が図れていないことが、デザイン分野における「大学の知」を広く活用したい企業にとって契約上の負担となっており、デザイン産学連携を円滑に実施するうえでの障壁となっていることが明らかになった。

本研究は、大学における多様なデザインの創作実態を踏まえ、現行の産学連携で交わされている契約の内容を分析し、産学双方が公平に利益を享受しうるデザイン産学連携の契約のあり方を提示することを目的として実施した。

本契約の成果を大学及び産業界に広く周知することにより、デザイン産学連携の円滑な契約を行う上での基礎資料として活用されることが見込まれるとともに、大学で創作されるデザインの適切な保護・活用の方法を選択するための参考資料として活用されることが期待できる。

¹⁾ 特許庁 HOME>学校・大学向け支援情報>大学等の知的財産活動への支援>学校・大学向け支援情報 大学知財推進事業 『大学発デザインの産学連携及びその保護の取り組みに関する研究』（2010 年度）
http://www.jpo.go.jp/sesaku/daigaku_shien_03.htm#10mitsubishi 2012 年 1 月 20 日、参照

第2節 研究項目

本研究では以下の6つの研究項目の調査分析を実施した。なお、本研究では、大学として取り組んだデザイン分野の産学連携プロジェクトのみ（つまり、教員や学生が個人レベルで企業等と連携した例は含まない）を対象にしている。

また、本研究は、各大学において知的財産ポリシーや、職務発明（創作）規程等の諸規定が一定程度整備されていることを前提としている。

1. デザイン産学連携の契約に関する実態

デザイン産学連携の契約のプロセス・内容について、以下の観点から調査を行った。

- デザイン産学連携のきっかけ
- デザイン産学連携の契約交渉の実態
- デザイン産学連携の契約内容の実態
- デザイン産学連携の契約の履行の実態

また、一般的なデザイン契約の契約書を収集し、契約条項についての分析を行うほか、研究成果を「もの」や「製品」として結実させることを必ずしも前提としないデザイン（例：コンセプトデザイン）における契約の実態についての整理も行った。

2. 知的財産権を中心としたデザインの保護・活用手段

デザインの保護・活用を講じる際に用いられる法的保護（各知的財産権制度および不正競争防止法等）と法的保護以外のデザイン保護・活用手段について、それぞれの制度の概要及び各制度の活用により期待される効果、効力範囲等について、大学で創作されるデザインの適切な保護・活用を検討するうえでの前提として整理を行った。

3. 大学で創作されるデザインの適切な保護・活用

デザイン創作のプロセスに沿った、デザインの法的保護及び創作の事実の確保等によるデザイン保護手段による多角的なデザインの保護・活用方法を取りまとめた。

4. 望ましい契約の在り方・契約のひな形

前掲の研究結果を踏まえ、デザイン産学連携の現状を総合的に分析し、分析結果から導き出される事項に基づいて望ましい契約の在り方・契約のひな形について言及した。契約のひな形においては、契約における留意点等を整理したうえで契約項目リストを示し、知的財産の帰属等の重要な規定について解説を加え、「契約ひな形」として契約書作成のための参考情報をまとめた。その上で、デザイン産学連携の契約の参考例を示すため、想定ストーリーに基づいた契約書文面例を作成した。ストーリー作成に当たってはデザイン産学連携の実例を踏まえて、契約書の構成に影響を及ぼす下記の整理軸を念頭に7ケースを示した。

- ①. 委託（受託）研究又は共同研究、
- ②. 求められる成果の種類、
- ③. 連携相手先の規模等、
- ④. 学生の関与の有無

5. 大学が自発的な意匠権等の取得・活用を行うために必要な体制

大学が自発的な意匠権等の取得・活用を行うために必要な体制について、ヒアリング調査で得た意見を交え、大学の産学連携体制、大学の知的財産管理体制、大学における知的財産への意識啓発という視点で、それぞれの現状を把握したうえで大学における必要な体制整備について言及した。

6. 今後の課題

4. で作成した契約のひな形・契約書文面例の普及に向けた今後の諸活動について

- ① 広報活動の在り方、
- ② ひな形活用のバックアップの在り方
- ③ 美術・デザイン系大学の知的財産ネットワークでの活用、としてまとめた。

第3節 研究実施方法

1. 委員会による検討

本研究の実施と報告書の作成にあたっては、本研究のために設置された委員会での委員からの助言を活用した。

2. 文献調査

デザイン関連の書籍、論文、新聞記事、各大学やデザイン団体のホームページ、その他インターネット、調査報告書等を参照し、既存の契約書の例（契約書のひな形も含む。大学で用いている契約書の例、民間のデザイン団体や企業等の契約書の例等）を収集・分析した。

3. ヒアリング調査

第一次ヒアリング調査では、国内大学、企業・デザイン関係団体等に対し現契約に関する具体的課題等について意見聴取し、第二次ヒアリングでは新たに提案する契約ひな形案の妥当性について同対象に対して第二次ヒアリング調査を実施した。

表 1-1 第一次ヒアリングにおける調査項目(1)

| | ヒアリング項目 | 内容 |
|----|-----------------------------------|---|
| 大学 | 1.大学のデザインに関する産業界・地域との関わりについて | ・教育・研究活動における産業界・地域との関わりについての基本的な考え方 |
| | 2.デザイン産学連携に関する体制の整備状況について | ・デザイン産学連携に関する窓口の整備状況 ・契約・進捗を管理する体制の整備状況 ・知的財産を管理する体制の整備状況 |
| | 3.デザイン産学連携に関わる契約ひな形の整備状況について | ・内容・対象・整備の経緯 ・利用実態及びその理由 |
| | 4.デザイン産学連携の実績 | ・代表的事例の概要 ・代表的事例の効果・課題 |
| | 5.デザイン産学連携における知的財産権等によるデザイン保護について | ・デザイン産学連携で生じる知的財産の管理体制の整備状況・活用の実態 ・契約書ひな形での知的財産権の取扱い ・代表的事例でのデザイン保護の状況・効果・課題 ・知的財産権制度以外の手段でのデザイン保護の取組み状況 |

表 1-2 第一次ヒアリングにおける調査項目(2)

| | ヒアリング項目 | 内容 |
|----|-----------------------------------|--|
| 企業 | 1.デザイン開発における外部リソースの活用状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方 ・大学等との連携に関する考え方 |
| | 2.デザイン産学連携に関する体制の整備状況について | <ul style="list-style-type: none"> ・デザイン産学連携に関する窓口の整備状況 ・契約・進捗を管理する体制の整備状況 ・知的財産を管理する体制の整備状況 |
| | 3.デザイン産学連携に関わる契約ひな形の整備状況について | <ul style="list-style-type: none"> ・内容・対象・整備の経緯 ・利用実態及びその理由 |
| | 4.デザイン産学連携の実績について | <ul style="list-style-type: none"> ・代表的事例の概要 ・代表的事例の効果・課題 |
| | 5.デザイン産学連携における知的財産権等によるデザイン保護について | <ul style="list-style-type: none"> ・デザイン産学連携で生じる知的財産の管理体制の整備状況・活用の実態 ・契約ひな形での知的財産権の取扱い ・代表的事例でのデザイン保護の状況・効果・課題 ・知的財産権制度以外の手段でのデザイン保護の取組み状況 |
| 団体 | 1.デザイン契約について | <ul style="list-style-type: none"> ・一般的なデザイン契約に関する課題 ・デザイン産学連携でのデザイン契約に関する課題 ・具体的事例 |
| | 2.デザイン契約に関するひな形の整備状況について | <ul style="list-style-type: none"> ・団体が推奨する契約ひな形の整備状況 ・団体が推奨する契約ひな形の企業・デザイナー等の活用実態 ・デザイン産学連携に対応する契約ひな形の活用実態 |
| | 3.デザイン契約における知的財産権等によるデザイン保護について | <ul style="list-style-type: none"> ・デザイン契約における意匠権等の知的財産権の取扱い ・知的財産権制度以外の手段でのデザイン保護の取組み状況 |
| 共通 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・契約ひな形の効果的な周知・普及・啓発方法 ・特許庁への要望 |

表 1-3 第二次ヒアリングにおける調査項目

| | ヒアリング項目 | 内容 |
|----|-------------------------------------|---|
| 共通 | デザイン産学連携に関わる契約について | <ul style="list-style-type: none"> ・契約における留意事項についての意見（受け入れられない条件） <ul style="list-style-type: none"> －知的財産権の帰属・利用 －変更の取扱・制限 －秘密保持 －成果に係る権利の第三者による侵害への対処 |
| | 別添「デザイン産学連携に関わる契約ひな形（案）重要規定抜粋版」について | <ul style="list-style-type: none"> ・契約ひな形の構成・分類、及び解説の記述に関するご意見 ・重要規定に追加すべき項目 ・契約ひな形の効果的な周知・普及・啓発方法 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁への要望 |
| 大学 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学がデザイン成果を保護・管理する際に望ましい体制、及びその体制構築のための課題 |
| 企業 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・デザイン産学連携についての大学への希望 |
| 団体 | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・デザイン産学連携についての大学への希望 |

第2章 デザイン産学連携の契約に関する実態

第1節 デザイン契約における留意点

デザイン産学連携の契約実態を分析する前提として、一般的なデザイン契約における特徴や留意すべき点について、デザイン団体等が公表しているガイドライン等に掲載された契約ひな形から分析した。

1. デザイン契約の分類

デザイン分野における契約は以下のような軸で分類されることがある。

| 分類の軸 | 分類例 |
|-----------------------------|---|
| 成果の有無による分類 ² | <ul style="list-style-type: none"> ● デザイン上の成果を求めるもの ● コンサルティング（顧問）を求めるもの |
| 業務内容による分類 ³ | <ul style="list-style-type: none"> ● 商品の開発 ● CI・ブランドの開発 ● 研究開発・先行開発 ● マーケティング ● 店舗・施設の開発 ● 特定の課題の解決 |
| 成果レベルによる分類 ⁴ （注） | <ul style="list-style-type: none"> ● 最終成果物（契約業務の完成品） ● 中間成果物（デザインコンセプトなど） |

2. 成果に関する権利の帰属と対価

デザイン分野の契約では成果に関する権利として、産業財産権、著作権、著作者人格権が挙げられていることが多い⁵。また、デザイン成果物を求める場合において、中間過程での成果（例えば、デザインコンセプト、或いは採用されなかったデザイン案）についての権利帰属について言及する場合もある⁶。なお権利の帰属先は、デザイナーに帰属する場合と、委託者・発注者に帰属する場合の双方の場合が想定されている⁷。

また、業務の対価については（契約ひな形で見ると）一括払いが中心であるが、契約のあり方としてロイヤリティ方式（一定期間の分割払い）に言及するもの⁸もあり、意匠登録された意匠の実施については販売数量に応じたロイヤリティ（ランニングロイヤリティ）を挙げるものもある⁹。

² 社団法人日本インダストリアルデザイナー協会『インダストリアルデザイン 契約と報酬ガイドライン』（平成11年）、公益財団法人東京都中小企業振興公社『デザイン活用ガイド』（平成23年）、および、金沢工業デザイン研究調査会『機械工業活性化のためのデザイン活用マニュアル』参照。なお、デザイン事務所に発注を行う企業に対するヒアリング調査においても、契約担当者から同様の指摘を受けた。

³ 前掲・金沢工業デザイン研究調査会。

⁴ 前掲・東京都中小企業振興公社 26頁以下。

⁵ 前掲・東京都中小企業振興公社を参考にした。

⁶ 前掲・東京都中小企業振興公社 23頁。

⁷ 前掲・東京都中小企業振興公社 23頁、前掲・Association of Professional Design Firms p.20。

⁸ 前掲・日本インダストリアルデザイナー協会 22頁。

⁹ 前掲・日本インダストリアルデザイナー協会 55頁。

3. 秘密保持と成果の公表

デザイン分野の契約には、業務上知りえた事実に関する秘密保持に関する規定が含まれている。ただし、秘密保持に関しては別途契約するという規定となっていることが多い。

デザイン分野の契約ひな形では、成果の公表に関する規定も含まれている。契約上の成果物を委託者・発注者に納める以外に、デザイナー自身が成果を実績としてアピールする等、公表の機会に言及する規定が設けられているのがデザイン分野の契約の特徴である。

4. 瑕疵担保責任と賠償負担

デザイン分野の契約には、デザインの成果に瑕疵があった場合の瑕疵担保責任や、第三者の知的財産権の侵害等に対する賠償責任に言及する規定がある¹¹。瑕疵担保については、創作者が負うことができる範囲に止め、デザイン対価に対して不当な負担にならないよう、留意が必要である。

5. その他の規程

デザイン創作活動は委託者・発注者においてその過程や成果を評価しづらい場合がある。この問題に対応するため、ガイドライン等に掲載された契約ひな形では、以下の規定を設けている例が見られた。

- 行動基準（Standard of Performance）¹²
- 制作途中のデザイン監理¹³
- 契約を途中で終了する場合の対価の取り扱い¹⁴
- 費用負担（例えばモック、試作品、人間工学的デザインであれば試験人件費）¹⁵

第2節 デザイン産学連携実績がある大学の契約ひな形の分析

デザイン分野における（一般的な契約ではなく）産学連携契約の特徴（留意点）について、大学が用いている契約ひな形から分析した。

1. 契約のタイトル

大学の契約ひな形の例では、「共同（委託）研究契約書」という名称と、「委託（業務）契約書」という名称に大別される。

2. 学生の取扱い

契約ひな形では、①学生の関与が前提となっているもの、②学生について特段の言及がないものに分かれる。①については、契約書での記載はなく別紙で対応するケースが見られる。学生は大学が定めた職務発明（創作）規程が適用されないため教職員と異なる対応が必要となる。

¹¹ デザイン事務所に発注を行う企業に対するヒアリング調査による。

¹² 前掲・Association of Professional Design Firms。

¹³ 前掲・東京都中小企業振興公社 27 頁。

¹⁴ 前掲・東京都中小企業振興公社 23 頁。

¹⁵ デザイン事務所およびデザイナー事務所に発注を行う企業に対するヒアリング調査による。

3. 成果の公表

契約ひな形では、卒業制作やポートフォリオ（作品集）において産学連携の成果を学生が使用することや、大学・企業それぞれが公表することに言及しているケースがある。大学側は学生募集等の広報目的で、企業は「大学ブランド」活用目的で、それぞれ産学連携の成果を公表するインセンティブがある。

第3節 デザイン産学連携の契約に関する実態

デザイン産学連携に取り組む大学、企業、およびデザイン分野の支援団体にヒアリング調査を実施し、デザイン産学連携の契約に関する実態を分析した。

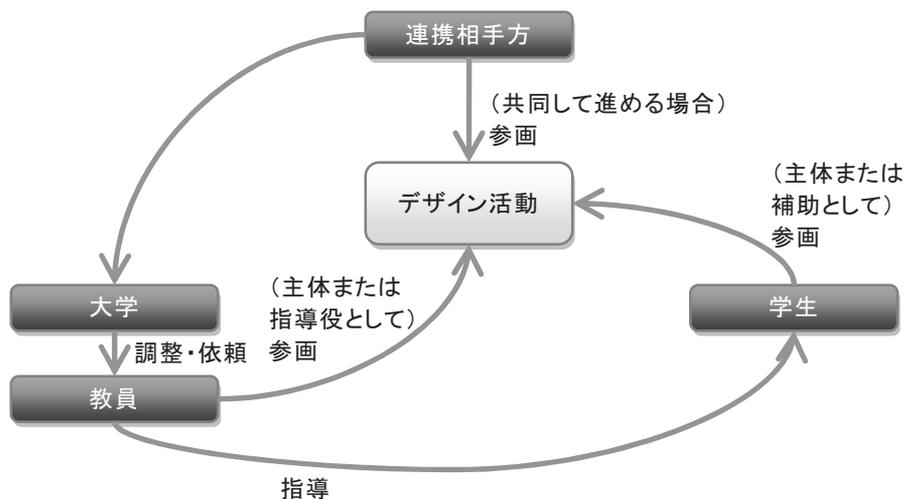
1. 産学連携の目的・産学連携に対する方針

産学連携の目的として「学生の教育」を挙げる大学が多く、教育上の効果が乏しいと考えられる場合には企業からの連携の打診を断ることもあるという大学があった。一方、企業からは「斬新なデザインの提案」「社内デザイナーへの刺激」「大学の専門性を活かしたデザイン開発・評価」「大学の持つデザイン開発・デザイン評価手法等の修得」「将来に向けたデザイン資源のストック」と広範な目的が挙がる。

2. 契約締結の形態

デザイン産学連携の場合、学生が創作の主体として関わるが多いことが特徴である。

図 2-1 デザイン産学連携を巡る大学・連携相手方・学生の関わり



連携相手方からの依頼は「大学で受ける場合」、「教員が直接受ける場合」がある。後者の場合、大学事務局での手続きを通じて「大学の産学連携」として扱う大学と、教員個人への依頼と捉え、産学連携案件として取り扱わない場合¹⁶がある。

3. 契約の締結の仕方

連携相手方、大学、学生の間での契約の結び方はいくつかのパターンが考えられる。

①連携相手方－大学－学生間の三者で契約を結ぶパターン

¹⁶ 大学によっては大学当局への兼業許可申請書が必要な場合がある。

②連携相手方—大学間、連携相手方—学生間でそれぞれ契約を結ぶパターン

③連携相手方—大学間で契約を結び、学生の取扱は大学に委ねるパターン

ヒアリング調査の限りでは、③が最も多く、①の大学はなかった。学生を含める契約とすることによる契約管理の負担の増加が一つの背景と考えられる。

4. 契約ひな形の整備状況と利用状況

(1) 大学における状況

契約ひな形を整備している大学の中には、共同研究と受託（委託）研究で分けるもの、すべて受託として扱うものなど、各大学の連携の実態に応じた工夫が見られた。一部の大学では、成果の創出まで成果に係る権利等の取り決めを行うことは容易ではないため、連携開始段階では基本方針のみ合意するにとどめ、成果創出後、別途の契約を取り交わすこととしている（下図パターン3、4）。また、連携にあたり学生が守るべき守秘義務等を遵守するよう大学と学生間で交わす誓約書や覚書のひな形を整備している大学が複数あった。

図 2-2 デザイン産学連携に係る契約書等取り決め文書の構成



(2) 大学のひな形に対する連携相手先の対応

大学が産学連携の目的として学生への教育を意識している場合や、大学が不実施主体である等の特性から通常の契約ひな形では対応できない場合、大学のひな形を積極的に使う傾向がある。また、連携相手先が中小企業などで、産学連携の契約に慣れていない、または自前の契約ひな形を持っていない場合、大学のひな形が使われる可能性が高くなる。一方連携相手先が大企業や公的機関の場合、連携相手先の契約ひな形がベースになる可能性が高い傾向がある。

(3) 成果発生の時期・中間成果の取り扱い

大学が創作するデザインは、デザイン事務所が創作するデザインと異なり、上市までの間に改変を伴うことが多い。それに加え、成果の公表をどう取り扱うかという問題との関係から、産学連携の「成果」について慎重な定義が必要である。

5. 知的財産権の帰属

知的財産権を全て連携相手先に帰属させる大学がある一方、実態に合わせて帰属等を決めるとする大学もある。この違いは各大学の事情に依存している。

- 知的財産管理体制の整備状況の違い（知的財産管理体制が充実していない場合、大学帰属としても知的財産権のフォローが十分にできない）。
- 知的財産権の発生に対する期待の違い（産学連携を実施しても権利に繋がるような成果が期待できない場合、帰属に関する主張を積極的に行う必要性が小さくなる）。
- 知的財産権管理に対するコスト意識の違い（知的財産権の管理コストが大きいとみる場合、企業に権利を渡す方が大学経営として妥当である）。

6. 知的財産権の実施・利用と対価

大学による知的財産権の実施・利用は現状では限られている。知的財産権の取得目的も、必ずしも実施・活用を目的とせず、人事評価・情報発信の面が重要視されている大学もある。一方で、ライセンス契約を積極的に進めている大学も一部に見られる。

7. 秘密保持と成果の公表

プロジェクト実施中及びプロジェクト終了後の一定期間、秘密保持が求められることがある。最近では留学生の増加やインターネットの普及等もあり、学生も含めた秘密保持に対する意識及びその必要性が高まっている。

8. 学生による創作の取扱

デザイン産学連携は学生が創作主体として関わることが多く、学生の権利の取り扱いの明確化が求められる。現状は連携相手先（企業）に学生の権利が移転する場合、参加学生に対してその旨を口頭説明し、同意を得るといった形が見られる。また実際に成果が創出された段階で、改めて企業と大学（及び学生）で協議・契約するという形も見られる。

9. 瑕疵担保責任・損害賠償

不実施主体である大学は、瑕疵担保責任や知的財産権侵害、製造物責任法に関わる損害賠償に対する負担には限界がある。デザインの瑕疵と製品化後の瑕疵とを分別し、賠償額や第三の知的財産権を侵害した場合の責任分担等を契約時に明確に設定することが求められる。

第3章 知的財産権を中心としたデザインの保護・活用手段

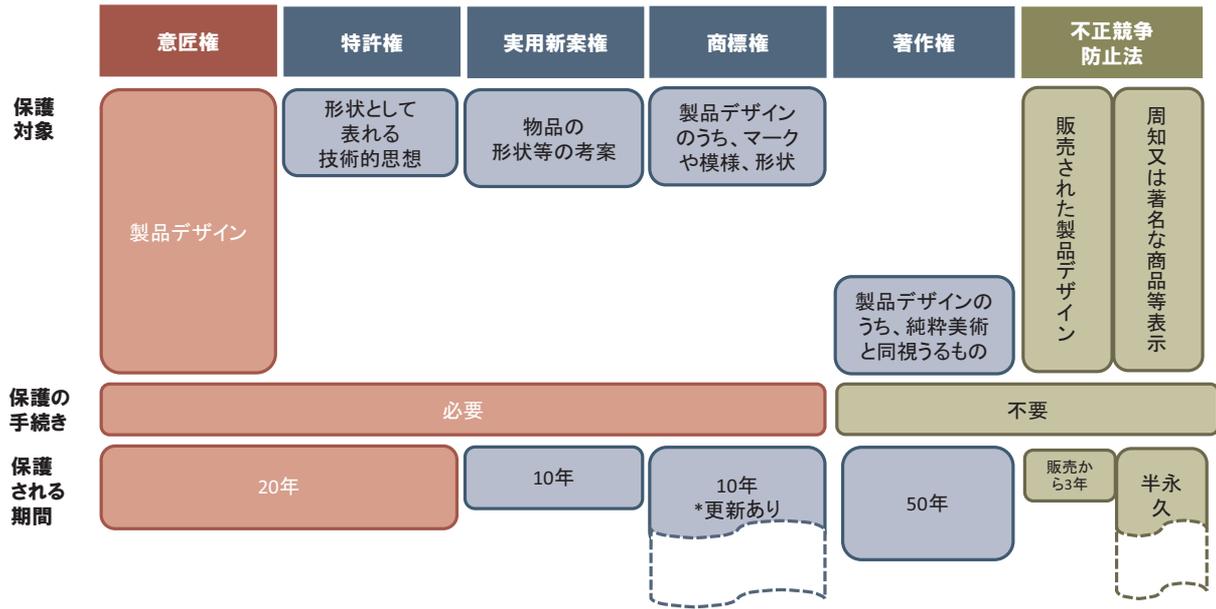
大学で創作されたデザインをビジネスの場で活用していくためには、デザインに対する保護を講じていく必要がある。保護の手段は、法律に基づくもの（法的保護）と、法律以外のもの（寄託制度等）があるが、法律による保護は、他者より侵害を受けた場合に法的対応が可能となる。ここでは、デザイン保護を、①法的保護、②法的保護以外の手段に区分して整理を行った。

第1節 法的保護

製品デザインの法的保護の中核を担うのが意匠権である。一方、意匠権以外の法的保護（特

許権・実用新案権、商標権、著作権、不正競争防止法)¹⁷を活用することで、多角的なデザイン保護が実現できる。

図 3-1 法的保護によるデザイン保護



(出典：以下の情報を元に作成
 特許庁『ものづくり中小企業のための意匠権活用マニュアル』21頁、2008年
 特許庁 HOME>特許>産業財産権（工業所有権）の概要 知的財産権について
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s_gaiyou/chizai02.htm、2012年1月5日)

表 3-1 法的保護によるデザイン保護・活用の方法（産業財産権による保護）

| | 意匠権 | 特許権 | 実用新案権 | 商標権 |
|----------------|-----------------------------------|--|---|--------------------------------------|
| 保護対象 | デザイン | 技術 | 物品の形状等の考案 | 標章 |
| 保護期間 | 設定登録から20年 | 出願から20年 | 出願から10年 | 設定登録から10年（更新可） |
| 活用方法 | 独占ライセンス 譲渡 | 独占ライセンス 譲渡 | 独占ライセンス 譲渡 | 独占ライセンス 譲渡 |
| 効果と留意点 | ・登録意匠及びこれに類似する意匠を実施する権利を独占することが可能 | ・機能が形として表れていることが必要 ・意匠権と組み合わせることで製品デザインと技術との両方から補完的な保護が可能 | ・機能が形として表れていることが必要 ・意匠権と組み合わせることで製品デザインと技術との両方から補完的な保護が可能 ・実体審査がないので早期の権利化可能。ただし、権利行使には技術評価書が必要 | ・三次元の製品デザインを立体商標として登録可能 |
| 権利化までの期間など | FA まで約7か月 | FA まで約28か月 | 無審査なので約6か月程度で登録される | FA まで約8か月 |
| 対象となるデザインの種類の例 | ・製品デザイン ・パッケージデザイン ・画面デザイン | ・技術的思想を伴うデザイン ・ユーザーインターフェース | ・技術的思想を伴うデザイン | ・CI（ブランドロゴ） ・パッケージデザイン ・製品デザイン |

¹⁷ 特許庁『ものづくり中小企業のための意匠権活用マニュアル』、82頁、2008年

表 3-2 法的保護によるデザイン保護・活用する方法（その他の法的保護）

| | 著作権 | 不正競争防止法 | | |
|--------------|----------------------|---|------------------------------|--------------------------|
| | | 周知表示の混同惹起行為の禁止 | 著名表示の冒用の禁止 | デッドコピーの禁止 |
| 保護対象となるデザイン | 著作物 | 周知な商品等表示 | 著名な商品等表示 | デッドコピーの禁止 |
| 保護期間 | 著作者死後 50 年 | 市場への流通期間 | | 販売から 3 年間 |
| 活用方法 | 独占 ライセンス 譲渡 | 差止請求 損害賠償請求 不当利益の返還請求等 | | |
| 効果と留意点 | 工業製品のデザインは一般的に保護されない | 商品等表示として広く浸透していることが必要（周知性具備） | 商品等表示として顕著に浸透していることが必要（著名性組） | 模倣商品の様態が元の商品と酷似していることが必要 |
| 権利化までの期間など | 創作時点で権利発生 | 出願・登録の手続きは不要 | | |
| 対象となるデザインの種類 | ・美術工芸品 | ・製品デザイン ・パッケージデザイン ・画面デザイン ・CI（ブランドロゴ） | | |

第 2 節 法的保護以外の手段

法的保護以外によるデザイン保護の手段としては、①創作デザイン寄託・カタログの寄託、②公証役場の利用（確定日付の付与等）、③デザイン賞等での表彰があるが、それぞれ「創作の事実の確保」という点で有効である。

表 3-3 法的保護以外の手段

| | 創作デザイン寄託・カタログの寄託 | 公証役場の利用 | デザイン賞等での表彰 |
|---------|---|---|--------------------------------|
| 保護対象と目的 | 創作の事実の確保 公開日の証明 | 創作の事実の確保 | 創作の事実の周知 |
| 保護方法 | 日本デザイン保護協会等に寄託申請を行う | 確定日付の付与、認証、公証証書 | グッドデザイン賞など各種デザイン賞へ応募 |
| 活用方法 | 創作の事実の論証立証可能 | 先使用权の確保 販売事実の立証 証拠保全 公知公用事実の立証 等 | 創作の事実の立証 |
| 効果・留意点 | ・特許権、意匠権、商標権に比べて簡便で安価 ・意匠権で保護されないイラストやアイコン等の保護が可能 ・新規性喪失の例外規定の際の証明書としての利用 ・日本デザイン協会上ウェブサイトで公開することで、ビジネスマッチングの可能性が生まれる（デザイン寄託の場合） | | ・模倣品防止 ・他者へのけん制 ・ブランド力強化 |

第4章 大学で創作されるデザインの適切な保護・活用

一般的なデザインの創作では、企画、構想、基本設計、試作・評価、製品設計、製造（グラフィックの場合は制作）、販売準備・促進、市場投入と進む。一方、大学で行うデザイン創作では、製造以降のプロセスが基本的に存在しない。本研究では、①プロダクトデザイン、②コミュニケーションデザイン、③スペースデザインの三つのデザイン種類毎に、大学に関わる企画、構想、基本設計、試作・評価、製品設計の各プロセス別に生み出される創作の成果の保護・活用の方策を整理した。このうち、プロダクトデザインに関するプロセス別の成果とその保護・活用方策のポイントを図示化したものを以下に示す。

図 4-1 プロダクトデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護 (1)

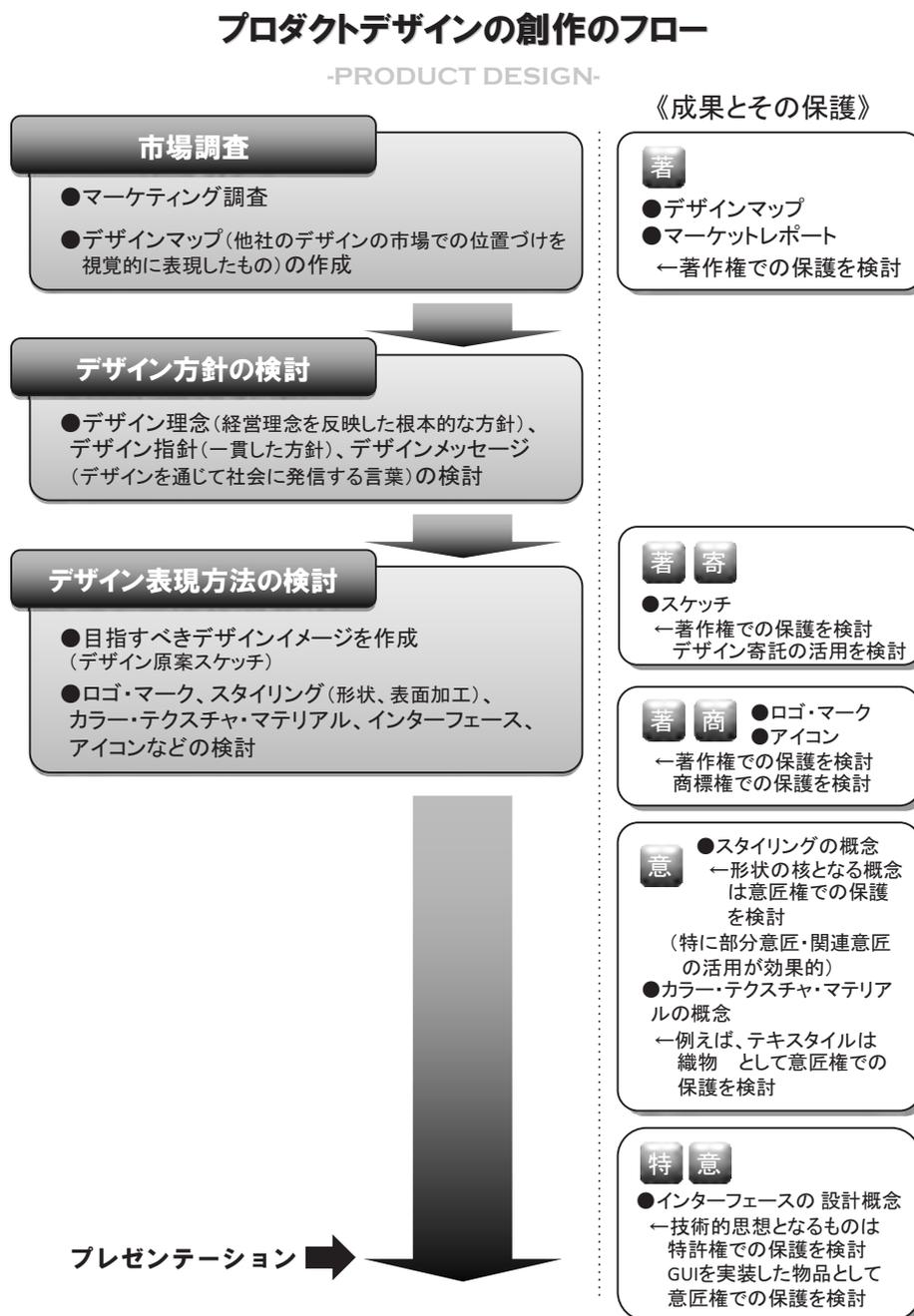


図 4-2 プロダクトデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護 (2)

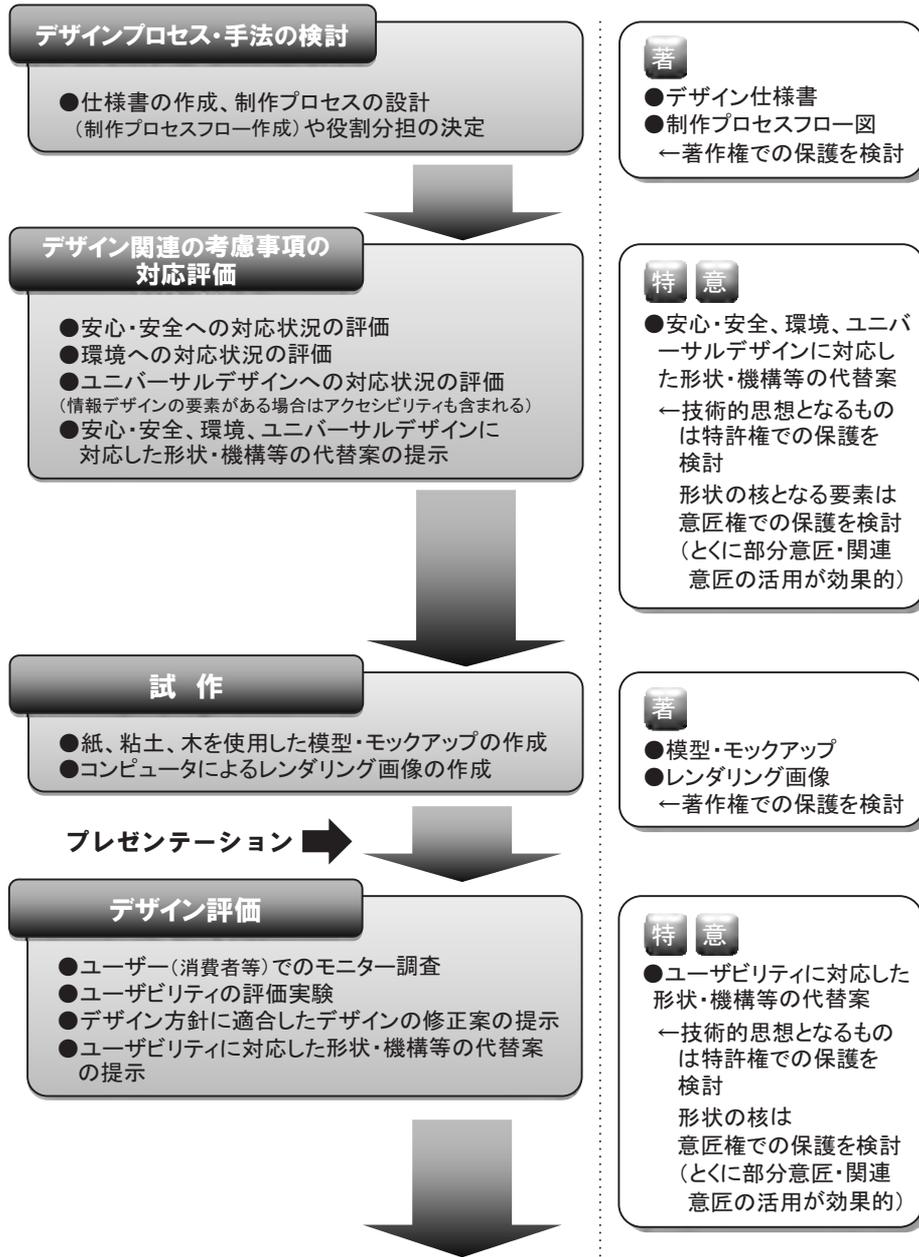
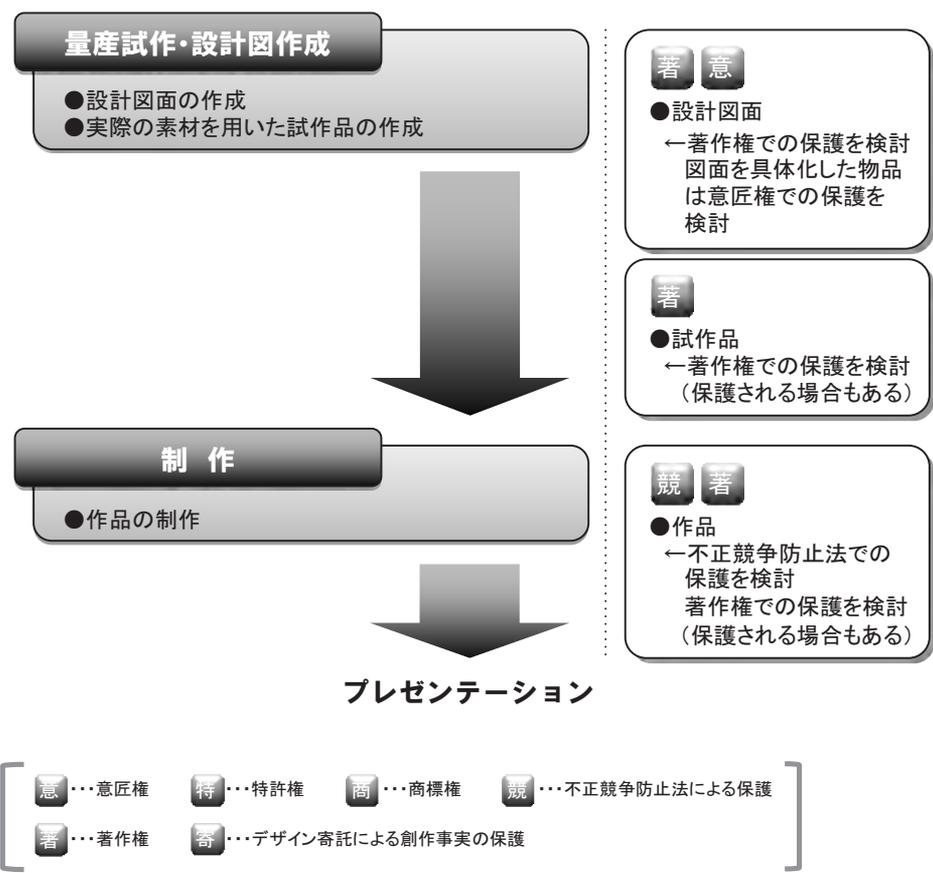


図 4-3 プロダクトデザインの創作のフローと各プロセスの成果とその保護 (3)



第5章 望ましい契約の在り方・契約のひな形

第1節 望ましい契約のあり方

本研究で設置した委員会での議論を踏まえ、デザイン産学連携の契約における重要事項を下記のようにとりまとめた。

| | |
|----------------------------|--|
| 成果に係る権利の取り扱いを明確化する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 大学の教育活動・学生の創作活動の自由度を確保し、かつ創作者側が負うべき義務と責任を明示したものとすること。 ● 創作したデザインが製品化されるなど、連携相手方等により産学連携の成果が社会に還元されやすい契約内容とすること。 |
| 大学・連携先双方の義務および責任の範囲を明確化する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 大学側および連携相手方の双方が公平に義務と責任を共有する契約内容とすること。 ● 詳細条件まで言及し、産学連携プロジェクト開始前に契約で合意しておくべき事項に漏れがないか、気付きを示唆できる選択肢を提供すること。 |
| 大学・連携先の体制・人材の問題に配慮する。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 大学・連携相手方の知財管理・法務体制が必ずしも十分に整備されていない現状に鑑み、契約作成にあたっては予め複数の選択肢を提供し、連携プロジェクト毎に最適な条項を選択できるようにすること。 |

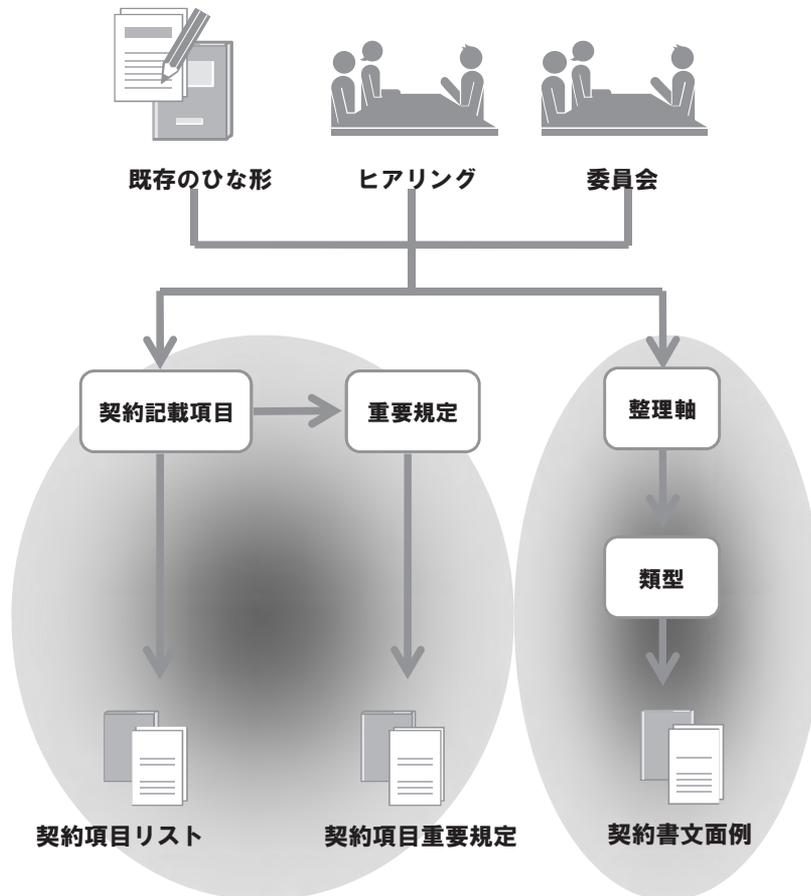
また、留意すべき点を以下のようにとりまとめた。

| | |
|-----------------------------------|--|
| ①「成果に係る権利の取り扱いを明確化する」点について | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● デザイン産学連携ではコンセプトに近い抽象的なデザインの提案を求めることも多く、成果を明確に定義することが容易ではなく、さらにそれゆえに、契約時に成果に関する知的財産の取り扱いについて予め定めることも容易でないこと ● デザイン創作にまつわる知的財産権の取り扱いにつき、例えば、デザイン創作の初期過程では主に著作権が対象となり、具体的な製品を見据えた時点では意匠権が対象となり、デザイン創作に関連して派生する技術的思想については特許権が対象となるなど、関連する知的財産権が多岐に亘ることを想定しておく必要があること ● 大学は産学連携の成果を製品販売等で実施することができない事情を踏まえ、産学連携成果の権利帰属の取り決めを明確に規定すること ● デザイン開発の途中段階で公表してユーザビリティの検証をする、学生が産学連携の成果をポートフォリオとして公表したいなどの事情が想定できる場合は、公表の時期・手段等について詳細に取り決める必要があること ● 産学連携の成果であるデザインのマイナーチェンジ等、連携相手先がデザインの変更をすることが想定される場合について取り決めすること |
| ②「大学・連携先双方の義務および責任の範囲を明確化する」点について | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 大学よりも企業等の連携相手方が契約に長けている場合、責任分担等の取り決めにおいて公平でない契約をしてしまうことがあること ● デザイン産学連携は学生が主体的にプロジェクトに関与する傾向があり、学生がプロジェクトへ関与することの明示や学生の情報の守秘義務について契約時に適宜定める必要があること |

第2節 契約ひな形の構成

実態調査及び委員会での検討を踏まえて、デザイン産学連携における契約の参考情報をまとめ契約ひな形として作成した。デザイン分野の産学連携形態の多様性を反映しつつ、かつ具体的な契約書のイメージを掴みやすいものとし、図 5-1 に示すプロセスで作成した。

図 5-1 契約ひな形の作成プロセス



契約ひな形の構成要素

| | |
|-----------|---|
| ①契約項目リスト | |
| | 主に既存のデザイン分野の契約事例に着目し、契約に記載し得る規定を洗い出した上、ヒアリングや委員会でも得られた知見を加味して体系的に整理したもの。 |
| ②契約項目重要規定 | |
| | 「契約項目リスト」のうち知的財産権に関する項目を中心に重要度の高い項目を取り上げ、条文の選択肢とその背景、選択時の留意点等についてまとめたもの。 |
| ③契約書文面例 | |
| | 多様な形態となっているデザイン産学連携を「契約書への記載上の相違をもたらすか否か」という観点から整理軸を設定し、その整理軸に従って7つのケースを作成（下記参照）。そのケースに基づく具体的な産学連携事例を想定した契約書文面例を、実際の契約書に近い形式で参考情報としてまとめたもの。 |

第3節 契約書文面例の作成プロセス

デザイン産学連携の契約の参考例を示すため、下記プロセスを経て7ケースの想定ストーリーに基づく契約書文面例を作成した。

1. デザイン産学連携の契約の構成に影響を与える事項

契約書に相違をもたらす項目として以下の4つの観点を設定した。

(1) 委託（受託）又は共同研究

デザイン産学連携の研究形態としては、連携相手方が大学に対してデザイン創作の委託（大学の立場からは受託）をする委託研究と、連携相手方と大学教員等が共同してデザインの創作を行う共同研究があり、この相違によって契約書の構造が変わる。

(2) 求められる成果の種類

産学連携で得た成果であるデザインの製品化する等実施を見込んでいるもの、またはコンセプトデザインやデザイン思想、デザインの評価方法のような抽象的なデザインに係る産学連携では契約の内容が変わる。

(3) 連携相手方の規模等

連携相手方の規模に起因する契約の習熟度や連携相手方の成果の活用方法の違いにより、他者の知的財産権を侵害した場合の責任分担等について、契約においてどれだけ細かな規定を加えるかの違いが出てくる。

(4) 学生の関与の有無

デザイン産学連携においては、理工系の技術の共同研究などの産学連携と比較し学生が主体的に関与するケースが多い。特に大学と企業等で交わす産学連携の契約において、大学と雇用関係に無い学生の関与を契約書においてどのような位置付けで扱うかが課題となっており、学生の関与を別紙で明示するか、或いは契約書中に記載するかという違いが出てくる。

2. 契約書文面例作成に際してのケース設定

実際に行われているデザイン産学連携プロジェクトの実態と、契約書作成上影響を及ぼす上記4事項の組み合わせを勘案し、下記の7ケースのストーリーを設定した。

| | |
|--------|-------------------------------------|
| Case 1 | 委託×プロダクトデザイン×中小企業×コンペ形式 |
| Case 2 | 共同×GUI デザイン×大手企業×権利を一部譲渡×ロイヤリティ |
| Case 3 | 委託×グラフィックデザイン×地方公共機関×コンペ形式×最低限の規定 |
| Case 4 | 委託×パッケージデザイン×大手企業×授業で実施×学生に権利が帰属 |
| Case 5 | 委託×デザインコンセプト×大手企業×知的財産権の取り扱いはその都度協議 |
| Case 6 | 共同×製品の評価・改良×大手企業×権利は共有するが独占的实施を許諾 |
| Case 7 | 共同×プロダクトデザイン×外国企業×厳密な進捗管理×ロイヤリティ |

3. 契約書文面例作成に際しての基本方針

| |
|---|
| (1) 大学側及び連携相手方の双方が公平に義務と責任を共有する契約内容とすること |
| (2) 詳細条件まで言及し、産学連携プロジェクト開始前に契約で合意しておくべき事項に漏れがないか、気付きを示唆できる選択肢を提供すること |
| (3) 多様なデザイン産学連携に対応しうるように、複数の選択肢を提供し、連携プロジェクト毎に最適な条項を選択できるようにすること |
| (4) 大学の教育活動・学生の創作活動の自由度を確保し、且つ創作者側が負うべき義務と責任を明示したものとすること |
| (5) 創作したデザインが製品化されるなど、連携先企業等により産学連携の成果が社会に還元されやすい契約内容とすること |
| (6) 大学は研究・教育の成果を社会に還元するという責務を念頭に置きつつ、産業界に対し最良の知見を提供することに専念し、連携相手方は研究結果を実施等する自由度を確保する一方で事業等に係る責任を負うものとすること |

第6章 大学が自発的な意匠権等の取得・活用を行うために必要な体制

第1節 大学の産学連携体制

1. 大学の産学連携体制の現状

ヒアリング調査の対象とした16大学の産学連携窓口の整備は比較的進んでおり、その多くはデザイン産学連携の窓口となる学内組織を整備していた。

2. 大学の産学連携体制の整備

大学に産学連携の窓口組織を設置することで、産学連携に関する情報管理の一元化が図られ、企業との契約交渉に係わる知見・ノウハウが蓄積できる。特にデザイン産学連携は、教育目的で実施され、学生が創作主体となることが多いという特徴がある。窓口組織には、大学（教員、学生）に有益となる連携内容に案件を設計、調整する役割が求められる。また産業界に産学連携を働きかける仕組みづくり（営業力・提案力強化）も必要である。

第2節 大学の知的財産管理体制

1. 大学の知的財産管理体制の現状

産学連携における知的財産を担当に関する業務（産業財産権の出願・管理、ライセンスなど）に携わる教職員数は、「2～4名」の大学が最も多い。前述のとおり産学連携窓口は設置されているものの、知的財産管理体制の面では多くの大学はせい弱である。教職員数が少ない大学は、近隣他大学との連携や地域TLOの活用等によりリソース不足を補っている。

2. 今後の大学の知的財産管理体制の整備

大学が知的財産管理を適切に行うことで産学連携の成果の社会還元が容易になる。これは、大学の知的財産に関して個人帰属から機関帰属へという政策動向にも応えるものである。

しかし、デザイン産学連携は、成果を産業財産権として権利を取得するケースも少なく、デザイン分野のみで知的財産管理体制を増強することは難しかった。今後、デザイン産学連携の強化、創出した知的財産を適切に保護・活用するためには、美術・デザイン系大学の教育研究活動を踏まえた知的財産ポリシーの策定や職務”創作”規定の整備、学内での知的財産権教育の充実と相談窓口の整備が求められる。その際、大学外の各種支援制度・組織を利用したり、大学間ネットワークを構築して複数大学が連携して知的財産権を扱う体制とする等、大学外のリソースを上手く活用することが重要である。

第3節 大学における知的財産プロモーション

1. 知的財産権教育と相談窓口の整備

学生への知的財産権に係る教育・啓発をする際には、学生の創作活動を萎縮させることに繋がらないよう十分な配慮が必要である。また、学生が知的財産に関して相談できる窓口を学内に整備することも重要である。

2. 大学における知的財産に対する意識啓発

知的財産権に係る教育・啓発の中でも、少なくとも著作権については詳細な講義を実施し、可能な限り著作権が発生する要件である創作性や、著作権侵害が成立する要件である依拠性について詳細に学べることが望ましい。

第4節 デザイン産学連携を円滑に推進するために必要と考えられるその他の要素

美術・デザイン系の大学においては産学連携を通じて外部資金を獲得するというインセンティブ・意識が高くないという意見がある。しかし、産学連携は、美術・デザイン系の大学において極めて重要な実践的教育の場であり、大学の知を目に見える形で社会還元する機会である。産学連携を「実践的教育の場」「社会発信の場」として捉え、大学から積極的に産業界に連携を働きかけることも必要であると考えられ、デザイン産学連携で得られる産業界側のメリットを宣伝・訴求する営業力・提案力の強化が今後必要となる。

第7章 今後の課題

本報告書で示したデザイン産学連携の契約ひな形は、大学における多様なデザインの創作実態を踏まえ、現行の産学連携で用いられている契約内容を分析し、ヒアリングによる現場の意見や委員会における専門家の意見を反映した上で、産学双方が公平に利益を享受しうるデザイン産学連携の契約の在り方の参考情報を示したものである。

一方、留意点として、個別の産学連携プロジェクトの契約書作成に本ひな形を用いる場合には、本ひな形に示した項目や契約書文面例をそのまま利用するのではなく、研究形態や大学・連携相手先の体制等、個別の事情に合わせたきめ細かな対処が必要である。

今後のデザイン産学連携の現場で、本研究成果が活用されることを促進するために、以下の取組が必要である。

- 主に大学の産学連携・知的財産関係者を対象としたひな形の内容説明、ひな形を使った具体的な契約書文面作成に関するセミナーの実施
- デザインのアウトソースとして大学の知見を活用したい企業を対象とした、大学との契約に関するセミナーの実施
- デザイン産学連携普及のための冊子・パンフレット等の作成・配布
- 大学での活用事例の収集・整理
- トラブル事例などを反映した、ひな形の継続的改訂・周知
- 美術・デザイン系大学の知的財産ネットワークでの活用